

部長及び参事官

殿

所 属 長

総 務 発 第 73 号

平成28年 3 月10日

30年保存（口訓）

本 部 長

高知県警察広報規程実施要領の制定について（通達甲）

高知県警察広報規程（昭和48年10月本部訓令第19号）の実施については、「高知県警察広報規程及び高知県警察広報規程実施要領の制定について（例規）」（昭和48年10月1日高秘書発第85号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「高知県警察広報規程実施要領」を定め、平成28年3月22日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県警察広報規程実施要領

第1 趣旨

この要領は、高知県警察広報規程（昭和48年10月本部訓令第19号。以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、総合的かつ効率的な広報活動の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 広報重点の決定

- 1 年間広報重点及び年間月別広報重点は、翌年のものを毎年12月中旬をめぐりに各部において計画し、本部長が決定する。
- 2 決定した年間広報重点及び年間月別広報重点については、公安委員会に報告するものとする。
- 3 署長は、年間広報重点及び年間月別広報重点に基づき、管内の実情に即した広報重点を決定するものとする。

第3 広報担当責任者会議

- 1 県本部各部課相互間の広報活動の連絡調整及び総合的な効果を高めるため、県本部の広報担当責任者による広報担当責任者会議を開くものとする。
- 2 広報担当責任者会議は、必要に応じて総務課長が招集し、主宰する。
- 3 この会議において審議する事項は、おおむね次に掲げるものとする。
 - (1) 年間月別広報重点の具体的推進方法
 - (2) 各課における広報活動の推進方法
 - (3) 総合的な広報活動の企画推進及び連絡調整
 - (4) 効果的な広報技術の研修及び発表
 - (5) 報道機関への資料の提供
 - (6) 各課相互の情報の交換
 - (7) その他広報活動を効果的に推進するため必要な事項

第4 署の広報担当者会議

- 1 署における広報活動の連絡調整を図るため、必要に応じて広報担当者会議を開くものとする。
- 2 署の広報担当者会議は、高知県警察処務規程（昭和33年9月本部訓令第17号）第62条1項に規定する幹部会議に合わせて開くことができる。

第5 広報活動の配意事項

各所属における広報活動は、主管課、総務課及び関係所属と連携の上、あらゆる広報媒体を積極的に活用し、組織的かつ多元的に行わなければならない。

第6 広聴活動の配意事項

各所属における広聴活動は、あらゆる機会を捉えて積極的に県民の意見、要望等を聞き、警察業務の運営に反映させるとともに、警察活動の実態を正しく説明してその理解と協力を得るよう努めなければならない。

第7 広報技術の研鑽

広報業務に携わる者は、広報技術の研究を行うほか、あらゆる角度から自主的な研究を行い、常に社会の情勢に適応する効果的な広報活動の推進に努めなければならない。

第8 報告

各所属において実施した広報活動は、その都度資料を添えて主管課長を経て本部長に報告するものとする。

なお、総務課長にも別途参考送付するものとする。